特定非営利活動法人 東京英語いのちの電話

定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人東京英語いのちの電話という。なお、英語名称は TELL とし、略称をテルとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区南青山6丁目10番11号ウェスレーセンタ -2Fに置く。

(目 的)

第3条 この法人は、国内の在日外国人をはじめ多くの一般市民に対して、国際化が進む社会において思いやりと共感の心を大切にすることを基本とし、市民の意見の多様化を認識しつつ、健全な日常生活を送るために必要な保健、医療及び福祉の増進に関する事業、とりわけ、サービス享受の機会が少ないメンタルヘルス(精神衛生)に関する事業を中心に行い、地域及び国際社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の 事業を行う。
 - (1) カウンセリングに関する事業
 - (2) 精神科クリニックに関する事業
 - (3) 保健・医療・福祉等の分野において他機関と協力し、メンタルヘルスの啓発、問題の発 掘及び改善等に取り組む事業
 - (4) 非常時・災害時などの危機発生時において、メンタルヘルス支援を行う危機介入事業
 - (5) 保健・医療・福祉等の情報提供事業及び広報事業
 - (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種 別)

- 第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」 という。) 上の社員とする。
 - (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業を推進するために 入会した個人
 - (2) **賛**助会員 正会員の責務を負うことなく、この法人を**賛**助するために入会した 個人及び団体

(入 会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。
 - 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長 に申し込むものとする。
 - 3 理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の に該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受けたとき。
 - (3) 当該団体が解散又は合併したとき。
 - (4) 理事会が別に定める期日までに会費を支払わなかったとき。
 - (5) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。また、除名された会員については総会で報告する。
 - (1) この法人の定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会 を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 10人以上20人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
 - 2 理事のうち1人を理事長とし、副理事長を2人までおくことができる。

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は、理事会において正会員の中から選任される。
 - 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の 3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
 - 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
 - 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を 執行する。
 - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、 若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の 任期の残存期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わな ければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれ を補充しなければならない。

(理事の解任)

- **第18条** 理事が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他理事としてふさわしくない行為があったとき。
 - 2 前項の規定により理事を解任しようとする場合は、議決の前に当該理事に弁明の機会を与えなければならない。

(監事の解任)

- 第19条 監事が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他監事としてふさわしくない行為があったとき。
 - 2 前項の規定により監事を解任しようとする場合は、議決の前に当該監事に弁明の機会を 与えなければならない。

(報酬等)

- 第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
 - 2 役員には、理事会において別に定める財務方針に沿って、その職務を執行するために要し た費用を弁償することができる。

第4章 会議

(種 別)

- 第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
 - 2 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び合併
 - (3) 監事の解任
 - (4) 資産の管理方法
 - (5) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第24条 通常総会は、毎年1回開催する。
 - 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - (3) 監事から、第15条第4項第4号の規定に基づいて招集があったとき。

(総会の招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
 - 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から 60日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催日の少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項と する。
 - 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

- 第29条 各正会員の表決権は平等なものとする。
 - 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項に ついて、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができ る。
 - 3 前項の規定により提出された書面及び代理人による表決は、総会の書記が集票し、記録

する。また、これらの表決は、前2条及び次条第1項の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、 その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印又は署 名しなければならない。

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

- 第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

- 第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 直前の理事会において別の決定をしない限り、原則として毎月1回。
 - (2) 理事長が必要と認めたとき。
 - (3) 2人以上の理事より、10日以上後の日を提案し、かつ目的及び審議事項を記載した書面により開催の請求があったとき。
 - (4) 監事から、第15条第4項第5号の規定に基づいて招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

- 第34条 理事会は、理事長が招集する。
 - 2 理事長は、前条第3号の場合には、その提案された開催日以降5日以内の日時を指定して、 理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事長は、前条第4号の場合には、その請求があった日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子 メールにより、開催日の少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第36条 理事会は、理事総数の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(理事会の議決)

- 第37条 理事会における議決事項は、第34条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項 とする。
 - 2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

- 第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
 - 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項につい て書面をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により提出された書面表決は、理事会の書記が集票し、記録する。また、これ らの表決は、前2条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることが できない。

(理事会の議事録)

- 第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

- 第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区 分)

第41条 この法人の資産は、すべて特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第42条 この法人の資産は、理事会が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に 定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

(会計区分)

第44条 この法人の会計は、すべて特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事 会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
 - 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

- 第48条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
 - 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第50条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、 毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を 経なければならない。
 - 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の処置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は 権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の 多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の 認証を得なければならない。

(解散)

- 第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
 - 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散 (合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。) したときに残存 する財産は、社会福祉法人いのちの電話に譲渡するものとする。

(合 併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決 を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の掲示場に掲示するのみとする。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第57条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。2 事務局には、必要な職員を置く。

(職員の任免)

第58条 職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第59条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次の表のとおりとする。

役職	氏名	通称
理事長	秋山 剛	
理事	BRONSON MARK LOUIS	ブロンソン マーク
理事	半田 淳子	
理事	久松 正章	
理事	KIEFFER LAWRENCE ROBERT	キーファー ローレンス
理事	KROONENBERG NANCY COHEN	クルーネンバーグ ナンシー
副理事長	LAMATSCH CHRISTOPHER BLAINE	ラマッチ クリス
理事	西原 鈴子	

理事	PEDERSEN THOMAS CARL	ペダーセン トーマス
副理事長	PIKE KATHLEEN MARIE	パイク キャスリン
理事	SKINNER EUGENE RICHARD	寿喜奈 裕仁
理事	TRAKRU MEENA	トラクル ミーナ
理事	ズワンストラ 静香	
監事	久野 禮二	
監事	齋藤 友紀雄	

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立 の日から翌年の3月末日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 同年の12月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の 定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員: 10,000円

賛助会員:

0円

(2) 年会費

正会員:

3,000円

賛助会員: □10,000円(□□以上)

附則 この定款は、平成30年3月20日から施行する。

当法人の定款に相違ありません。

特定非営利活動法人東京英語 理事 クヌーセン・アンネ・